

北上地区消防組合消防本部訓令第5号

消防機関

北上地区消防組合消防安全管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年5月9日

北上地区消防組合消防本部
消防長 鈴木 和 夫

北上地区消防組合消防安全管理規程の一部を改正する訓令

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防安全管理規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防安全管理規程（平成16年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

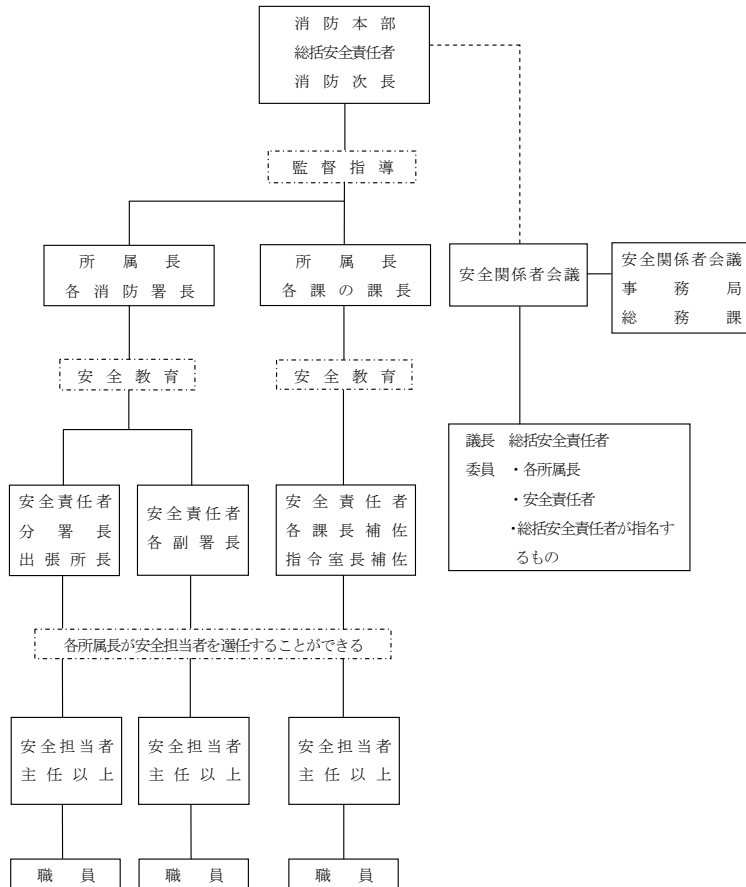
改正前	改正後
<p>(所属長の責務)</p> <p>第3条 所属長（消防本部にあつては各課長及び指令室長、消防署にあつては消防署長をいう。以下同じ。）は、職場及び職員の安全管理の責任者として、職員の公務災害の防止及び軽減を図り、職場及び職員の安全の維持向上に努めなければならない。</p> <p>(安全責任者)</p> <p>第8条 消防本部の各課、指令室及び消防署に安全責任者を置く。</p> <p>2 安全責任者は、各課長補佐、指令室長補佐及び消防署にあつては副署長、分署長及び出張所長をもつて充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(安全担当者)</p>	<p>(所属長の責務)</p> <p>第3条 所属長（消防本部の課長及び消防署長をいう。以下同じ。）は、職場及び職員の安全管理の責任者として、職員の公務災害の防止及び軽減を図り、職場及び職員の安全の維持向上に努めなければならない。</p> <p>(安全責任者)</p> <p>第8条 消防本部の課及び消防署に安全責任者を置く。</p> <p>2 安全責任者は、消防本部の課長補佐並びに消防署の副署長、分署長及び出張所長をもつて充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(安全担当者)</p>

第9条 [略]

2 安全担当者は各主任以上の者をもつて充てる。

3 [略]

安全管理組織図

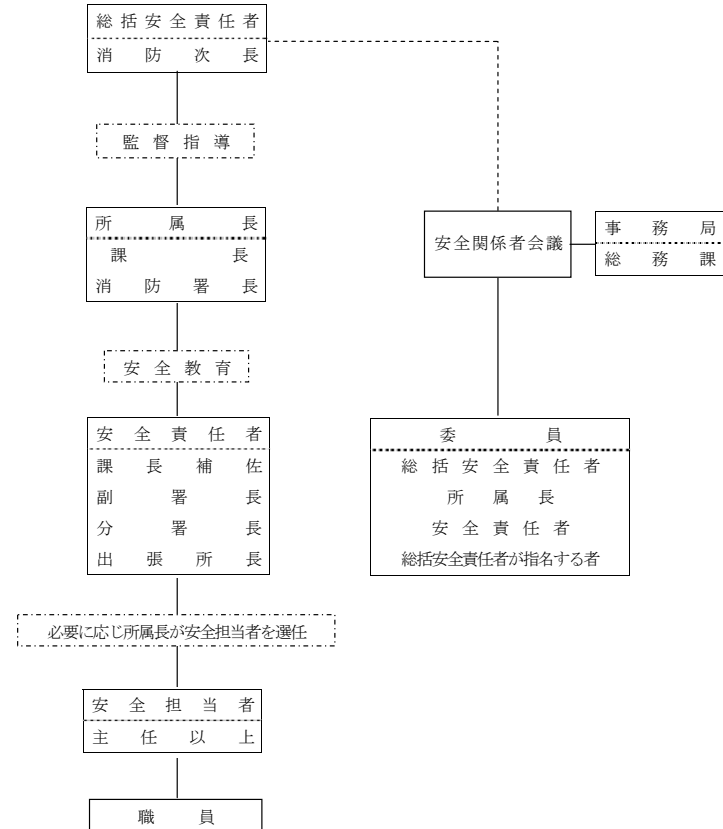


第9条 [略]

2 安全担当者は主任以上の者をもつて充てる。

3 [略]

安全管理組織図



備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。